

会議の要旨

- 1 開催した会議の名称
令和2年度第3回精華町国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時及び場所
令和2年11月4日（水）午後2時00分から2時30分
精華町役場 6階 審議会室
- 3 議題等
精華町国民健康保険税条例一部改正について
- 4 公開・非公開の別
公開（傍聴者 なし）
- 5 出席者
精華町国民健康保険運営協議会委員12名のうち出席者9名
出席委員
渡辺会長、寺本副会長、近藤委員、木村委員、飯田委員、藤本委員、
堀井委員、添田委員、太田委員
欠席委員
山本委員、山田委員、古賀委員
- 6 開会
委員12名中、9名の出席により、過半数を上回っていることから、本協議会は成立。
- 7 審議等の要旨
精華町国民健康保険税条例一部改正について
審議の主な内容
税制改正に伴い、個人所得課税の課税の見直しとして給与所得控除と公的年金等控除が減額され、全ての人に適用される基礎控除が増額される改正が、令和2年分の所得税と令和3年度の個人住民税から適用される。
国民健康保険制度においては、軽減判定などについて所得情報を用いており、この見直しに伴う「意図せざる影響や不利益」が及ばないよう、規定を整備するもの。

審議結果
賛成全員により了承

8 答申

9 閉会